

匿名診療等関連情報データベース（DPCDB）の第三者提供 よくあるご質問（FAQ）

2025年7月版

⑦利用場所・セキュリティに関する質問

（全般）

1	Q	異なる申出により提供されたデータを同一居室で利用することは可能か。アカウントやアクセス権限の設定をすることで、同一の端末で複数のデータを利用することは可能か。
	A	・同一居室内で利用することは可能ですが、研究ごとに居室の利用時間帯を分け入室できる者を制限する等、両研究の取扱者が混在しないような配慮が必要です。 ・アカウントの分割やフォルダのアクセス権設定ではリスク回避の十分な対策とは認められません。別々の端末や外部記憶媒体でご利用いただく必要があります。

2	Q	複製 1 回の原則について教えてほしい。
	A	・管理責任の明確化の観点から、提供されたDPCデータ 1 ファイルについて、当該ファイルを別の記憶装置に複写・保存する行為は 1 回に限定しています。当該記憶装置の保存・複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置への保存・複写は原則として認められません。 ・データをPC等にコピーした時点で 1 回複製とみなします。さらに別のバックアップをとることはできません。 ・中間生成物、最終生成物については、複製 1 回の原則の対象外です。ただし、各生成物を保有する取扱場所や媒体及び複製の記録については、実地監査等で求められた場合、提示できるよう管理をお願いします。 ・CD-R/DVDで提供された場合、1 回複製後も媒体をお手元に保管いただくことが可能です（利用終了時には返却ください）。貸出用HDDで提供された場合、2 週間以内に厚生労働省に返却が必要となりますので、原本データをお手元に保持することはできません。なお、CD-R/DVDでの提供か、貸出用HDDでの提供かはデータ容量により決まりますので、お選びいただくことはできません。

3	Q	貸出用 HDD でデータの提供を受け、研究中にデータ毀損等の事態が発生した場合、どのように対応するか。
	A	提供時と同じデータの再送が可能ですので、窓口にご連絡ください。

4	Q	研究で利用する端末やサーバーは、電子メールやオンライン会議のためインターネット接続して問題ないか。
	A	解析用端末やサーバーでのインターネット接続は、如何なる理由でも不可となります。（院内、学内のネットワークも含む。公表物確認のための最終生成物のメール送付時には、公表物確認用端末からのみ接続可）

5	Q	提供申出者の施設でない利用場所を利用することは可能か。
	A	利用場所は登録されているいずれかの提供申出者の施設内であることが求められます。

6	Q	複数の利用場所がある場合、担当者の利用場所でないところに窓口から直接媒体を送ってもらうことは可能か。
	A	複数の利用場所がある場合、データは一括して担当者の利用場所へ送付します。他の利用場所には担当者が責任をもって移送していただくよう、お願いいたします。

（公表物確認）

7	Q	公表物確認を行うためには、公表物確認前の最終生成物を、外部ネットワーク（インターネット）を通じて窓口へ送付する必要があるが、どのように対応すればよいか。
	A	基本的には、担当者が担当者所属機関の端末（解析用端末とは別にご注意ください）からインターネットを通じて窓口へ提出してください。また、公表物確認前の最終生成物を利用場所間で授受する際は、パスワード等のセキュリティ対策を施したUSBメモリ等の可搬媒体を利用し、担当者所属機関の端末へ移送してください。